

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

### ★ 事業主体

地方公共団体等

### ★ 事業の目的および概要

「地域脱炭素ロードマップ」及び地球温暖化対策計画に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組みを実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国に実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

### ★ 対象とする要件等

#### (1) ①脱炭素先行地域づくり事業

(交付要件) 脱炭素先行地域に選定されていること等

(一定の地域で民生部門の電力消費等に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ達成 等)

(対象事業) 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO<sub>2</sub>等設備導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業

#### ②重点対策加速化事業

(交付要件) 再エネ発電設備を一定以上導入すること

(都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他市町村：0.5MW以上)

(対象事業) 屋根置き等自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上等の重点対策を複合実施

#### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金（自営線マイクログリッド事業交付金）

(交付要件) 新規に自営線を敷設する計画であること等

(対象事業) 自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入事業

### ★ 財政支援措置

(1) ①、(2) 交付率：原則2/3（上限額50億円）、事業期間：おおむね5年程度

(1) ② 交付率：1/3～2/3，定額（上限額20億円）、事業期間：おおむね5年程度

### ★ 留意事項等

・改正温対法に基づく地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定(改定)が必要

### ★ 過去の事例等

なし

# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体

(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)

## ★ 事業の目的および概要

地域脱炭素ロードマップにおいて、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの付帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。  
(地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）
- (2) 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助

## ★ 財政支援措置

- (1) 補助率：都道府県・政令市・指定都市 1／3  
市町村 1／2 または 2／3
- (2) 補助率：1／2（上限額500万円）

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

・坂井市（R3）

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

所管省庁等：環境省（一部 総務省・農水省・経産省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

民間事業者・団体等

## ★ 事業の目的および概要

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## ★ 対象とする要件等

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業  
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO<sub>2</sub>と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

## ★ 財政支援措置

- (1) 補助率：民間事業者、団体（太陽光設備4～7万円/kwなど）
- (2) 補助率：民間事業者、団体（計画策定3/4上限1,000万円など）
- (3) 補助率：民間事業者、団体等（1/2など）
- (4) 補助率：民間事業者、団体（計画策定3/4上限1,000万円など）
- (5) 補助率：民間事業者、団体等（1/2、太陽光省エネ設備は1/3）
- (6) 補助率：地方自治体、民間事業者等（2/3）

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

なし

# コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

所管省庁等：環境省（一部農水省、経産省、国交省連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

## ★ 事業の目的および概要

- ・ モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ・ 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ・ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ・ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出量の大幅削減に向けた検証

## ★ 対象とする要件等

- (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業  
国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。
- (2) フロン類対策による省 CO2 効果等検証事業  
冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等による代替フロン排出削減効果・エネルギー起源の CO2 排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

## ★ 財政支援措置

- (1) 間接補助事業 補助率：1／3
- (2) 委託事業

## ★ 留意事項等

自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

## ★ 過去の事例等

なし

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

## ★ 事業の目的および概要

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地球課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取り組みとして実施することが求められている。地域に根差した再エネ導入には、地域公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
  - ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
  - ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
  - ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
  - ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援
- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
  - ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
  - ②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
  - ③公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
  - ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
  - ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
  - ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

## ★ 財政支援措置

- (1) 補助率：地方公共団体 ③④に限り共同申請する民間事業者も対象  
定率 ①3/4、2/3、1/2 ②③3/4 ④2/3、1/2、1/3  
上限 ①③800万円、②2,500万円、④2,000万円
- (2) 補助率：民間事業者、団体等 委託事業
- (3) 補助率：民間事業者、団体等 委託事業

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

## 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

### ★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

### ★ 事業の目的および概要

- ・ 公用車／社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。
- ・ 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

### ★ 対象とする要件等

- ・ 再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取り組みを支援
- ・ 電気自動車導入に合わせて行う、充放電設備／外部給電器、急速充電器等の導入についても同時に支援

### ★ 財政支援措置

補助率：1／3～1／2 一部定額

### ★ 留意事項等

なし

### ★ 過去の事例等

なし

# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

所管省庁等：環境省（経産省・国交省・厚労省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体

## ★ 事業の目的および概要

- ・業務用建築物におけるZEB化・省CO<sub>2</sub>改修の普及拡大
- ・気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
  - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
  - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経産省連携）
  - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
  - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
  - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経産省連携）
- (3) 既存建築物における省CO<sub>2</sub>改修支援事業（一部国交省連携）
- (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業（厚労省、国交省、経産省連携）
- (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

## ★ 財政支援措置

- (1) 補助率：①2/3～1/2（上限5億円）、②3/5～1/3（上限5億円）③委託
- (2) 補助率：2/3（上限5億円）
- (3) 補助率：1/3
- (4) 補助率：1/2、太陽光発電設備のみ1/3
- (5) 補助率：1/2、太陽光発電設備のみ1/3
- (6) 補助率：1/2

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

なし

# 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業

所管省庁等：環境省（一部経産省・国交省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

## ★ 事業の目的および概要

- ・脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域で再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用することを支援。将来の水素社会を見据え、BCP活用などの水素の特性を生かした事業を支援
- ・運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援

## ★ 対象とする要件等

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
  - ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業(委託)
  - ② 既存のノウハウを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業／実証事業(委託)
  - ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業(補助)
  - ④事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業(補助)
- (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
  - ① 水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業(委託・補助)
  - ② 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業(補助)
  - ③ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業(補助)

## ★ 財政支援措置

- (1)①②委託事業、③④補助事業（補助率1／2、2／3、定額）
- (2)①の一部委託事業、①の一部補助事業（補助率1／2）
  - ②補助事業（補助率1／2、1／3）
  - ③補助事業（補助率2／3、1／2）

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

なし

# クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

所管省庁等：経産省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人

## ★ 事業の目的および概要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要であることから、導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて、初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進する。

## ★ 対象とする要件等

### (1) 車両の購入費

- ① 電気自動車 (EV)
- ② プラグインハイブリッド自動車 (PHV)
- ③ 燃料電池自動車 (FCV)
- ④ 超小型モビリティ
- ⑤ クリーンディーゼル自動車 (CDV) (令和5年4月1日以降の登録分は対象外)
- ⑥ 側車付二輪自動車・原動機付自転車
- ⑦ ミニカー

## ★ 財政支援措置

補助率 定額

## ★ 留意事項等

なし

# クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

所管省庁等：経産省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人等

## ★ 事業の目的および概要

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。EV・PHVの普及に不可欠な充電インフラの整備を図るため、整備の加速が特に期待されるマンション、事業所、道の駅、高速道路SA・PA等の駐車場に充電器の設置を促進する。具体的には、充電器等の購入費及び工事費を補助する。

## ★ 対象とする要件等

### (1) 充電設備

#### ① 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）

補助対象：急速充電設備の購入費、工事費

#### ② 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）

補助対象：急速充電設備（追加設置の場合）・普通充電設備の購入費、工事費

#### ③ マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）

補助対象：普通充電設備の購入費、工事費

### (2) V2H充放電設備の購入費、工事費

### (3) 外部給電器

## ★ 財政支援措置

### (1) 充電設備

#### ① 購入費：定額、1/2以内

工事費：定額

#### ② 購入費：定額、1/2以内

工事費：定額

#### ③ 購入費：1/2以内

工事費：定額

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

令和元年度実績

・道の駅 恐竜渓谷かつやま

# 水力発電の導入加速化補助金

所管省庁等：経産省（資源エネルギー庁）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者等

## ★ 事業の目的および概要

民間事業者等による水力発電の開発に係る諸調査及び地域における共生促進、既存水力発電設備の増出力及びレジリエンス強化を図る工事の支援を実施するほか、国内外の技術情報の収集を実施し、水力発電の導入促進を図ることを目的とします。

## ★ 対象とする要件等

### (1) 水力発電の加速化補助金（補助）

#### ①初期調査等支援事業

事業化に必要な流量調査、測量等の実施及び地方公共団体による地域の有望地点の調査、公表、水力発電開発における地域住民等と事業者間の課題 解決や共生を図るために実施する事業を支援

#### ②既存設備有効活用支援事業

既存設備の余力調査、出力向上及びレジリエンス強化等の工事を行う事業の 一部を支援

### (2) 水力発電技術情報等収集調査事業（委託）

## ★ 財政支援措置

(1)① 補助率：定額、 $1/2$ （民間事業者・地方公共団体等）

(1)② 補助率： $2/3$ 、 $1/3$ 、 $1/4$ （民間事業者・地方公共団体等）

(2) 委託

## ★ 留意事項等

なし

## ★ 過去の事例等

なし

民間企業・・・H30:1件 H31:2件 R2:2件

## 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業

所管省庁等：経産省（資源エネルギー庁）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

### ★ 事業主体

事業者、地方公共団体

### ★ 事業の目的および概要

エネルギーの管理状況を診断し、運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。

### ★ 対象とする要件等

次のいずれかのもの

- ① 中小企業（中小企業基本法で規定される事業者）
- ② 年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則 100kl 以上 1,500kl 未満の工場・ビル等

### ★ 財政支援措置

専門家によるエネルギー利用最適化診断

※ 1 / 10 の負担が必要

### ★ 留意事項等

なし

### ★ 過去の事例等

なし

## 分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）

所管省庁等：総務省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

### ★ 事業主体

都道府県および市町村

### ★ 事業の目的

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社および金融機関等、地域の総力を挙げて、地域ごとに最適化しながら、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を創造し、災害時も含めた地域エネルギーの自立を実現し、里山の保全、温室効果ガスの大幅削減も目指すため、地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープラン策定を支援する。

### ★ 事業の概要

地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画（マスタープラン）を策定する自治体を支援

- ① 需要家の想定
- ② 供給プラントの想定
- ③ 燃料材の想定
- ④ 燃料工場の想定
- ⑤ エネルギーインフラの想定
- ⑥ 利用設備の想定
- ⑦ プロジェクト全体像
- ⑧ 事業に係る財・資金循環図の作成
- ⑨ 資金調達に向けたプロジェクト収支プラン

### ★ 対象とする要件等

選定に当たっては、次に掲げる評価項目等を基に、総合的に評価。

- ① 地域エネルギー資源の有効活用・再構成
- ② 事業推進体制の構築、関係者の合意形成
- ③ 地域への経済効果
- ④ 新規性・モデル性
- ⑤ 事業化可能性・継続可能性

### ★ 財政支援措置

外部の有識者等を交えて選定評価し、予算の範囲内で交付金額を決定（原則1／2）

### ★ 留意事項等

総務省が募集し、自治体が応募。当該応募を受け、外部の有識者等を交えた評価を行い、事業の選定を行う。申請団体との間で、条件の協議等を行った上で交付決定。事業が完了した後、期限までに実績報告書を総務省に提出。

### ★ 過去の事例等

令和2年度実績 池田町：地球を育む地域の森資源循環エネルギープロジェクト

# 再エネ活用地域振興プロジェクト事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

市町を含む地域協議会

## ★ 事業の目的および概要

再生可能エネルギーの導入に意欲のある県内事業者が、地域や市町とともにFIT・FIPによる売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施することにより、再生可能エネルギーの普及と地域のまちおこしを促進する。

## ★ 対象とする要件等

地域や市町とともにFIT・FIPによる売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施する事業であり、次の要件を満たすもの。

- ① 地域と市町、県内事業者が一体となり、再生可能エネルギーの導入およびFIT売電収入の一部を活用した地域還元策を検討するもの。
- ② 施設整備に対する県、市町の補助額を、地域振興策に還元する事業であること。

## ★ 財政支援措置

- ① 地域協議会の再エネ事業化および地域振興策の検討に対する補助
  - ・ 地域単独で実施する場合 定額補助（30万円を限度）
  - ・ 地域と県内事業者合同で実施する場合 補助率1/2（100万円を限度）※ただし、備品購入等に対する補助は含まない
- ② 再生可能エネルギーの設備導入に対する補助
  - ・ 県1/4、市町1/4（各2,000万円を限度）

## ★ 留意事項等

県が主体となって運営する協議会において、事業進捗状況の説明等の必要な協力ができること。

## ★ 過去の事例等

- ① 6協議会
  - 里山蘇生協議会（越前市）、大滝小水力利用協議会（越前市）、
  - 地域資源活用検討会（池田町）、横倉小水力発電協議会（勝山市）、
  - 暮見小水力発電協議会（勝山市）、上味見小水力協議会（福井市）
- ② 2事業者
  - 合同会社おおい町地域電力（おおい町）
  - 合同会社水海水力（池田町）

# 嶺南スマートエリア推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 嶺南Eコースト計画室 ☎ 0770-47-5875

## ★ 事業主体

嶺南地域の市町（事業の効率的な実施のために特に必要と認められる範囲内において、嶺南地域の市町が出資等により一定程度関与している団体を含む。）

## ★ 事業の目的および概要

「嶺南Eコースト計画」に掲げるスマートエネルギーエリア（以下「スマートエリア」という。）の形成に向け、嶺南地域の市町が実施する魅力あるスマートエリア形成施策を支援することにより、嶺南地域に人、企業および投資を呼び込み、地域の振興を図る。

## ★ 対象とする要件等

以下の要件を全て満たす事業

- ・スマートエリアの早期実現を目指す事業であること。
- ・効率的なエネルギー利用やI・Tの活用などにより、新たなライフスタイルの提案や便利で魅力的なまちづくりなどを目指す事業であること。
- ・スマートエリアの取組みの効果的な発信や機運の醸成に向けて、前各号に掲げる事業を実施する具体的な区域（モデル区域）を設定し、当該区域において必要と認められる事業であること。

## ★ 財政支援措置

一の嶺南地域の市町に対する補助金の交付限度総額、補助率および交付期間は、実施する事業の区分に応じて、以下の表のとおりとする。

事業	交付限度総額	補助率	交付期間
新たなライフスタイルの提案により移住・定住等の促進を目指すスマート住宅団地整備事業	100百万円	1/2 以内	令和3年度 ～ 令和8年度
便利で魅力的なまちづくり等を目指す事業	60百万円		

# 企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

県内企業

## ★ 事業の目的および概要

県内企業を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域において再エネの普及を図る。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入

## ★ 財政支援措置

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入  
補助率 太陽光 5万円/kW  
蓄電池 1/3  
補助上限 1,130万円（太陽光500万円、蓄電池630万円）
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入支援補助金  
補助率 太陽光 3万円/kW  
補助上限 300万円（太陽光300万円）

## ★ 留意事項等

- ・J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ・FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・補助対象設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- ・国または自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと

## ★ 過去の事例等

令和5年度 9社補助

# 住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

県内住宅・家庭

## ★ 事業の目的および概要

県内住宅を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域において再エネの普及を図る。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入

## ★ 財政支援措置

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入  
補助率 太陽光 7万円/kW  
蓄電池 1/3  
補助上限 60.5万円（太陽光35万円、蓄電池25.5万円）
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入支援補助金  
補助率 太陽光 5万円/kW  
補助上限 25万円（太陽光25万円）

## ★ 留意事項等

- ・補助金の窓口は各市町のため、各市町に申請すること
- ・J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ・FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・補助対象設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること
- ・国または自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと

## ★ 過去の事例等

- ・令和6年度新規事業

# 次世代自動車普及促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人

## ★ 事業の目的および概要

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の県内普及を図り、運輸部門における「ゼロカーボン」化を推進する。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 次世代自動車（EV・PHV・FCV）の導入
- (2) V2H充放電設備の導入
- (3) 電気自動車用充電インフラの県内導入

## ★ 財政支援措置

- (1) 次世代自動車普及促進事業補助金  
補助率 定額  
補助金額 FCV：50万円、EV：10万円、PHV：10万円
- (2) V2H充放電設備設置支援事業補助金  
補助率 定額  
補助金額 10万円
- (3) 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金
  - ①急速充電設備  
補助率（国庫補助額、国庫補助相当額に対して）1/2  
※ただし、総事業費の最大3/4を超えない範囲  
補助上限 150万円
  - ②普通充電設備  
補助率（国補助金が定める設備費用補助額に対して）1/2  
補助上限 15万円

## ★ 留意事項等

- ・財政支援措置の（1）、（3）に関しては、地方公共団体は補助対象者とならない
- ・財政支援措置の（3）における国補助金とは「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」を指す

# 若年層向け次世代自動車普及促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

## ★ 事業主体

県内法人、個人

## ★ 事業の目的および概要

次世代自動車について、若年層を中心に普及を拡大するため、重点的な導入支援による購入促進を図るとともに、自動車教習所への導入支援や普及啓発イベントの開催により、試乗機会の創出を進める。

## ★ 対象とする要件等

- (1) 県内在住の若者（18～29歳）による次世代自動車の購入
- (2) 県内自動車学校における教習車仕様の次世代自動車の導入

## ★ 財政支援措置

- (1) 若者応援次世代自動車普及促進事業補助金（次世代自動車普及促進事業補助金内で実施）  
補助率 定額  
補助金額 普通EV：40万円、軽EV：25万円
- (2) 自動車学校における次世代自動車転換促進事業補助金  
補助率 （車両の購入および架装にかかる費用の総額に対して）1/2  
補助上限 245万円

## ★ 留意事項等

・なし

## ★ 過去の事例等

・令和6年度新規事業

# 海岸漂着物等地域対策推進事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G ☎ 0776-20-0317

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観および環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、地域計画に盛り込まれた海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理等に関する事業を市町が実施する場合に、その経費を補助することにより、海岸における景観および環境の保全を図ることを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

事業実施主体である沿岸市町における海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理等に関する事業

## ★ 財政支援措置

補助対象経費：事業を行うために必要な業務費（報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料および賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、ならびに公課費（ただし、共済費、給料および職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。））

補助率：補助対象経費の7/10、8/10、8.5/10、9/10、9.5/10、定額

（※補助率の詳細については、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱」に定めるところによるものとする。）

## ★ 留意事項等

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。

## ★ 過去の事例等

福井市（小丹生海岸：荒天・暴風による漂着）

南越前町（糠、河野海水浴場：時化等による漂着）

若狭町（世久見、塩坂越、小川、神子、常神海岸：強風・高波による漂着）

# 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金

旧事業名：災害廃棄物処理事業費国庫補助金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G ☎ 0776-20-0317

## ★ 事業主体

市町（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ）

## ★ 事業の目的および概要

市町が実施する災害等廃棄物処理

## ★ 対象とする要件等

- (1) 市町が災害その他の事由のため実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬および処分に係る事業（民間事業者および市町への委託事業を含む）
- (2) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬および処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

○補助対象経費：・労務費

・自動車、船舶、機械器具等の賃借料および燃料費

・条例に基づき算定された手数料（委託先が市町の場合に限る） 等

○事業費：1件当たりの事業費が、次の金額以上のもの

指定市 800千円

市町 400千円

## ★ 財政支援措置

補助率：1/2

## ★ 過去の事例等

平成24年度 南越清掃組合「平成24年7月越前市東部集中豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

令和2年度 越前町「令和3年1月暴風雪および波浪」に係る災害等廃棄物処理事業

令和3年度 越前町「令和3年7月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

令和4年度 勝山市、南越前町「令和4年8月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

令和5年度 鯖江市、あわら市「令和5年7月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

# 循環型社会形成推進交付金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G（浄化槽は除く） ☎ 0776-20-0317

## ★ 事業主体

交付対象事業を実施する地方公共団体及びPFI法に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ）

## ★ 事業の目的および概要

市町が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針（廃棄物の減量化や適正な処理に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために国が定めたもの）に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、国が交付金を交付する。

## ★ 対象とする要件等

地域計画に掲げられた事業等（循環型社会形成推進交付金交付要綱 別表1に基づく）

(例) マテリアルリサイクル推進施設：リサイクルセンター等

エネルギー回収型廃棄物処理施設：ごみ焼却施設等

有機性廃棄物リサイクル推進施設：汚泥再生処理センター等 他

## ★ 財政支援措置

補助限度額： 交付対象事業の1/3または1/2

## ★ 留意事項等

交付対象は、人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域計画または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町および当該市町の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

※ ただし、豪雪地域、過疎地域等については人口または面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

## ★ 過去の事例等

H18～H22 坂井地区広域連合（さかいクリーンセンター）

H20～H23 若狭町（若狭町資源ごみ保管所）

H22～H26 福井市（福井市クリーンセンター）

H24～H28 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃センター）

H22～H28 小浜市（小浜市クリーンセンター）

H26～H29 美浜・三方環境衛生組合（美方汚泥再生処理センター）

H24～R2 南越清掃組合（エコクリーンセンター南越）

H30～R4 若狭広域行政事務組合（若狭広域クリーンセンター）

# 自然環境整備交付金事業補助金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然公園管理 G ☎ 0776-20-0305

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

国定公園と長距離自然歩道の保護と利用の増進を目的とする

## ★ 対象とする要件等

福井県が作成する自然環境整備計画に基づく交付対象事業

## ★ 財政支援措置

補助限度額：なし

補助率：45/100

## ★ 留意事項等

事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した指標を設定する

## ★ 過去の事例等

小浜市 「久須夜ヶ岳蘇洞門線（歩道）整備事業」（H30）

高浜町 「山中野営場整備事業」（R1）

坂井市 「越前松島園地事業」（R2）

越前市 「中部北陸自然歩道線整備事業」（R3）

あわら市 「北潟湖畔整備事業」（R4）

鯖江市 「中部北陸自然歩道整備事業」（R5）

# 自然公園施設整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然公園管理 G ☎ 0776-20-0305

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

自然公園景観地の保護と利用の増進を目的とする

## ★ 対象とする要件等

自然公園区域において市町が行う次に掲げる事業に係るもの

- 1 道路、橋梁
- 2 広場、園地
- 3 休憩施設、野営施設
- 4 駐車場
- 5 給排水施設、便所等の公共の用に供する施設
- 6 方向指示板
- 7 案内標識
- 8 教化施設（水族館、動植物園、郷土博物館等）
- 9 その他、知事が特に必要と認める施設

## ★ 財政支援措置

補助限度額：なし

補助率：1/2

## ★ 留意事項等

事業費5,000千円以上のもの

## ★ 過去の事例等

勝山市「小原観光トイレ建設事業」(H24)

大野市「中島園地整備事業」(H25)

大野市「仏原園地整備事業」(R2)

福井市「丹生海岸園地整備事業」(R3)

# 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

## ★ 事業主体

希少野生生物の保全活動を行う県内の自然再生団体（法人または団体、任意団体やグループを含む）

## ★ 事業の目的および概要

希少野生生物種の保全および小学校の児童、教職員の環境学習を目的とする

## ★ 対象とする要件等

- ・事業実施場所は県内であること。
- ・保全対象となる絶滅のおそれのある野生動植物が設定されていること。
- ・県内小学生に対し、保全対象の動植物についての学習機会を提供すること。
- ・学習機会を提供する小学校との調整が行われていること。

## ★ 財政支援措置

補助限度額：200千円

補助率：10/10

## ★ 留意事項等

- ・保全活動は有識者の助言を受ける等、科学的な知見に基づく活動となっている必要があるため本事業と別途、県から専門家の派遣が可能

## ★ 過去の事例等

敦賀市「希少な水生昆虫および湿生植物の保全活動」（R5）

あわら市「カワラサイコ（県域絶滅危惧Ⅰ類）等の植物の保全活動」（R5）

越前市「コウノトリ（県域絶滅危惧Ⅰ類）が棲める休耕田ビオトープの保全活動」（R5）

勝山市「ミチノクフクジュソウ（県域絶滅危惧Ⅰ類）の保全活動」（R5） 等

# ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

## ★ 事業主体

クマの誘引樹木を伐採する自治会等に対して補助金を交付する市町

## ★ 事業の目的および概要

人の生活圏にある柿や栗などの、ツキノワグマ（以下、クマという。）のエサとなる実の生る樹木を伐採する経費を補助することにより、集落へのクマの誘引を減らし、クマによる人身被害を防ぐことを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

補助対象経費：自治会等に対する補助金

（人の生活圏にあるクマの誘引樹木を伐採する場合。ただし農地を守るための果樹等の伐採を除く。）

要件：クマの誘引樹木を自治会等が伐採する場合で、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- ①市町が事業費の1/3以上を補助すること。
- ②対象樹木を根元から伐採すること。
- ③樹木の所有者の同意を得ていること。

## ★ 財政支援措置

補助率：1/3

ただし、中山間地域において、50歳以上のものが集落人口の半数以上を占める集落は1/2以内（市町等1/3以上）

（注）「中山間地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律のいずれかの指定を受けた地域をいう（都市計画法に規定する都市計画区域の用途地域を除く）。

補助上限額：1自治会等につき最大100千円まで

## ★ 留意事項等

補助対象となる樹木の種類や補助対象経費については、自然環境課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

# コウノトリ定着推進支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

## ★ 事業主体

過去5年以内に野外コウノトリの産卵実績があり、対象要件に定める補助対象事業を実施する見込みのある市町

## ★ 事業の目的および概要

コウノトリが県内で安定的に定着、繁殖できるよう、地域が主体となった、コウノトリの環境利用状況調査や生息環境が維持される体制づくり等の支援を行うことを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

- 1 過去5年以内に野外コウノトリの産卵実績があること。
- 2 令和5年度から7年度までの3年以内（令和6年度から新たに開始する場合は7年度までの2年以内）に、以下の補助対象事業（1）～（3）を実施できる見込みがあること。
  - （1）野外コウノトリの繁殖および環境利用状況の調査
  - （2）野外コウノトリと共生する地域づくりの計画の策定
  - （3）野外コウノトリが生息できる環境づくり（水田ビオトープ等）

## ★ 財政支援措置

補助限度額 : 400千円  
補助率 : 1/3

## ★ 留意事項等

補助対象期間は、令和5年度から7年度までの3年以内（令和6年度から新たに開始する場合は7年度までの2年以内）とするが、補助金の交付決定は、当該年度に係る対象事業分について行う。